

所沢市告示第139号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、下記のとおり指定納付受託者を指定した。

令和7年3月25日

所沢市長 小野塚 勝俊

記

1 指定納付受託者の名称等

住 所 東京都江東区豊洲二丁目2番31号 SMBC豊洲ビル

名 称 三井住友カード株式会社

代表者名 代表取締役社長 大西 幸彦

2 指定納付受託者に指定した日

令和7年3月17日

3 指定納付受託者に代理納付させる歳入及び取り扱い窓口

(1) 市民税課

税務証明閲覧等手数料

(2) 資産税課

税務証明閲覧等手数料

(3) 市民相談課

市刊行物頒布収入、写しの交付費用徴収金

(4) 市民課

火葬場使用料、斎場使用料、臨時運行許可手数料、戸籍手数料、
住民基本台帳手数料、証明手数料、個人番号カード再発行手数料、
電子証明書再発行手数料

(5) 生活環境課

畜犬登録等交付手数料

(6) 社会教育課

生涯学習推進センター使用料、印刷機利用実費徴収金

4 納付事務を行う期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日

所沢市告示第140号

所沢都市計画事業若松町土地区画整理事業について、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定により土地区画整理組合の解散を認可したので、公告する。

令和7年3月25日

所沢市長 小野塚 勝 偉

所沢市告示第141号

市道に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項、同条第2項及び第47条の17第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し供用を開始する。

その関係図面は、所沢市建設部建設総務課において告示の日から14日間、一般の縦覧に供する。

令和 7年 3月25日

所沢市長 小野塚 勝徳

道路の区域変更及び供用開始（立体的区域）

道路の種類 市道

変更前

整理番号	路線名 (市道)	区 間	幅員 (m)	延長 (m)	
1	1-903号線	東住吉 639番 地先から 東住吉 642番 1地先まで	8.0	15.70	
2	1-888号線	日吉町 691番 地先から 日吉町 691番 地先まで	18.0	6.90	

変更後

整理番号	路線名 (市道)	区 間 (立体的区域とする区間)	幅員 (m)	延長 (m)	供用 開始日
1	1-903号線	東住吉 639番 地先から 東住吉 642番 1地先まで	15.9~ 24.7	15.70	令和7年 3月31日
2	1-888号線	日吉町 691番 地先から 日吉町 691番 地先まで	39.70	6.90	令和7年 3月31日